

一般社団法人 熊本県サイバーセキュリティ推進協議会 役員等及び役員会規則(案)

(目的)

- 第1条 この規則は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会（以下「当法人」という。）の役員及び役員会の構成、運営に関し必要な事項を定める。
- 2 この規則は、理事会の議決をもって変更することができる。

(役員等の設置)

第2条 当法人に、次の役員を置く。

代表理事会長（以下「会長」という。）	1名
理事長	1名
副理事長	若干名以内
理事	3名以上10名以内
監事	2名以内

(顧問及び相談役の設置)

第3条 当法人に、次の顧問、相談役を置く。

顧問	若干名
相談役	若干名

(選任等)

- 第4条 理事及び監事は、総会の議決によって会員の中から選任する。
- 2 会長、理事長及び副理事長は、理事会の議決によって理事の中から定める。
- 3 顧問は、会長として職務を全うした者の中から定める。
- 4 相談役は、理事会の推薦により、役員会で承認する。

(役員等の職務・権限)

- 第5条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 理事長は、会長を補佐し、会の業務運営にあたる。
- 3 会長または、理事長が欠けた時または事故がある時は、あらかじめ定めた順位に従い理事の間でその業務を代行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 6 顧問及び相談役は、会長に対し、必要な助言を行う。

(任期)

- 第6条 会長、理事長、副理事長、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(解任)

第7条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(役員会)

第8条 当法人に役員会を置く。

2 役員会は、第2条の役員で構成する。

(権限)

第9条 役員会は次の事項について協議し、理事会に提示する。

- (1) 事業計画、事業の執行状況
- (2) その他総会・理事会に付議すべき事項
- (3) 当法人として取り組むべき重点事項
- (4) その他当法人の発展のために必要な事項

(召集及び開催)

第10条 役員会は、会長が必要と認めた時に召集し、開催する。

(会議の議長)

第11条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、理事長がこれに当たる。

(運営会議)

第12条 会長は、役員会における議題等の事前調整を行い、円滑な運営を図るため、運営会議を設置することができる。

2 運営会議の構成は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第13条 本協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、総会の同意を得て会長が委嘱し、総会及び理事会で意見を述べるることができる。

(企画運営委員会)

第14条 理事会の下に企画運営委員会を設置することができる。

2 委員長は会長が指名し、理事会で承認を得るものとする。

3 企画運営委員会のメンバーは、会長が委嘱する。

4 企画運営委員会は、本会の事業の実施について、理事会の任務を補助する。

5 企画運営委員会は、次の各号に掲げる次項について活動を行う。

- (1) 事業計画の企画立案に関すること
- (2) 事業計画の実施に関すること
- (3) その他必要な事項

6 企画運営委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(部会)

第15条 本協議会の下に部会を設置することができる。

2 部会は、本会員によって構成し、部会員および部会長は会長が委嘱する。

ただし、本会員外の者も、部会長の推薦により会長が承認した後、協力会員として部会活動を行うことができる。

3 部会は、次の各号に掲げる次項について活動を行う。

(1) 特定事業の企画立案に関すること

(2) 特定事業の実施に関すること

(3) その他必要な事項

4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

5 その他、部会として付加すべき会則は別途定める。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. この規則は、平成29年11月21日から施行する。